

令和4年度

# 学校生活のしおり

東京都立墨田工業高等学校（定時制課程）  
〒135-0004 東京都江東区森下5丁目1番7号  
電話 03-3631-4928

## 【 目 次 】

1. たんいしゅうとく しんきゅう そつぎょうにんてい 単位修得と進級・卒業認定について . . . . . 1
2. がっこう 学校のルール . . . . . 1
3. せんたく コース選択について . . . . . 3
4. ねんしゅうりょうせい 3年修了制について . . . . . 3
5. ほじょきんせいど 補助金制度について . . . . . 3
6. がっこうせいかつ 学校生活について . . . . . 3
7. しんろしどう 進路指導について . . . . . 5
8. ほけんしつ 保健室より . . . . . 7
9. とくべつしえんきょういく 特別支援教育について . . . . . 10

## 1. 単位修得と進級・卒業認定について

- (1) 「1単位」とは、1週間にその授業が1時間行われることを表す。例えば「数学Ⅰ」は2単位だが、それは1週間に「数学Ⅰ」の授業が2時間行われることを意味する。
- (2) 「進級」するには、1年間で所定の19単位をすべて「修得」し、かつ年間の欠席日数が授業日数の1/3未満でなければならない。
- (3) 単位を「修得」するには、各科目の欠席時間数が1単位につき、年間10時間以内で、かつ学年末の評定が、5段階の「2」～「5」でなければならない。
- (4) 次の場合には単位を「修得」したことになる。
  - ①各科目の欠席時間が、1単位につき年間10時間を超過する（未履修となり評定の対象にならない）。
  - ②各科目の学年末の評定が「1」になる（履修のみで単位を「修得」したことはない）。
 ただし、評定は、授業の出席状況、授業態度、定期考査の結果、補習・補講の出席状況、小テストや課題提出物の遂行状況などを総合して決まる。最終学年で合計76単位を「修得」とすると「卒業」が認定される。
- (5) 進級できない場合は「原級留置」の対象になる。
- (6) 2回続けて同じ学年に「原級留置」になると、進路変更の指導対象となる。
- (7) 本校に在籍できる年数は、最大で通算6カ年まで。
- (8) 原級留置したもので、翌年度の実授業日数の2/3を超える欠席日数（遅刻・早退は3回を欠席1日に換算する）となった者は、在籍年限に関わらず進路変更の指導対象となる。
- (9) 本校の名誉を著しく傷つける行為のあった者は進路変更の指導対象となる。
- (10) 授業料の未納期間が6カ月以上になると退学になることがある。

## 2. 学校のルール

### (1) 時程一覧

#### 〈平常時程〉

給食	17:00～17:30
予鈴	17:40
1時間目	17:45～18:30
2時間目	18:35～19:20
3時間目	19:25～20:10
4時間目	20:15～21:00
放課後	21:00～22:00
下校	22:00

#### 〈定期考査〉

給食	17:00～17:30
予鈴	17:40
1時間目	17:45～18:25
2時間目	18:40～19:20
3時間目	19:35～20:15
給食	22:00

#### 〈10分短縮授業〉

給食	17:00～17:30
予鈴	17:40
1時間目	17:45～18:20
2時間目	18:25～19:00
3時間目	19:05～19:40
4時間目	19:45～20:20
補習・補講	20:20～22:00
下校	22:00

#### 〈始業式／終業式／修了式〉

給食	17:00～17:30
予鈴	17:40
S H R	17:45
開式	18:00
下校	22:00

(2) 遅刻・欠席の扱い

① 遅刻・早退・欠課の扱い

遅刻・早退の扱いは、授業開始から10分未満の入室を遅刻とし、授業終了前10分未満の退室を早退とする。また、授業中における累計10分以上の退室は欠課（その授業の欠席）として取り扱う。

② 遅刻・早退の換算

遅刻・早退を同一科目内で合算し、遅刻・早退3回を欠席1時間に換算する。

補足1. ただし、部活動の公式試合・主将会議、就職活動などで学校が特別に認めた場合は、公欠扱い（欠席時数として数えないこと）になることがある。

補足2. 「特別活動」の欠時数が各学期・年間を通じて、実授業時間数の1/3以上だった場合は「特別指導」の対象とする。

補足3. 生活指導上の事情聴取等においては、生徒本人に責がある場合、生活指導部と協議の上、当該授業の欠時を「生活指導上の特別指導」として扱う。

補足4. 学校伝染病に感染した場合は出席停止となるため、必ず学校に連絡する。出席停止になった場合、出席停止連絡票を学校に提出する。

(3) 定期考査

① 定期考査は、中間考査・定期考査あわせて年間5回を標準とする。

② 原則として出席番号順に着席する。

③ 試験開始前に携帯電話の電源を切りロッカーにしまう。これに違反する場合は不正行為とみなす。

④ 試験時間中の筆記用具等のいっさいの貸借を禁止する。

⑤ 定期考査でカンニング等の不正行為は、特別指導の対象となる。絶対にしないこと。

⑥ 定期考査1週間前から定期考査最終日及び成績処理期間中は職員室への立入を禁止する。

(4) 皆勤賞・精勤賞

進級または卒業が認められ、かつ次の条件を満たす者に与える。

① 1年間皆勤賞

1年間をとおして無欠席で、遅刻・早退10回以内の者。

② 1年間精勤賞

1年間をとおして欠席7日以内の者。ただし、遅刻・早退は併せて3回で欠席1日と換算する。

③ 皆勤賞

4ケ年をとおして皆勤賞の者。

④ 精勤賞

4ケ年をとおして精勤賞以上の者。

(5) 忌引等の扱い

忌引日数は原則として次のとおりとする。ただし、遠距離にあるものについては別途考慮する。

① 父母・実子7日以内

② 配偶者10日以内

③ 兄弟姉妹3日以内

④ 祖父母3日以内

⑤ 叔父叔母1日以内

補足 忌引きの際は必ず学校に連絡し、証明できる物（葬礼回章など）を提出する。

### 3. コース選択について

#### (1) 本校におけるコース

機械コース 電気コース 建築・大工コース 自動車コース

#### (2) コース選択の方法

①「工業技術基礎」を、前期・後期に分けて通年履修とする。

②前期は、4コースのローテーションとする。

③後期は、生徒の希望によりコース別の履修を原則とする。ただし、人数の上限（各コース9名まで）があるため、希望者多数により調整が必要になった場合は、出席日数や取り組み状況等を考慮して決定する。

### 4. 3年修了制について

以下の条件を全て満たす生徒は、第3学年修了での卒業を認定する。

(1) 2学年進級後4月末日（土日祝は含めない）までに3年修了制の希望申請をしていること。

(2) 本校における必修科目をすべて履修・修得し、第3学年末に第4学年への進級要件を満たしていること。

(3) 「学校外における学修の単位認定の対応教科目および単位数一覧表」にある技能審査取得の成果を、本校規定に基づいて、19単位以上認定され、本校の卒業に必要な単位数76単位を満たしていること。

(4) 特別活動の成果がその目標からみて十分に達成されていると認められること。

### 5. 補助金制度について

#### (1) 補助金制度

「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」に基づき、定時制・通信制課程の生徒を対象に、一定の条件を満たせば補助金を受けられる制度。補助金の対象範囲は以下のとおり。

①教科書代・・・全額（準教科書は「人間と社会」のみ対象）

②給食費・・・1食につき60円

（例）教科書7,500円、給食費12,000円（60円×200食）

#### (2) 申請条件

①有職者

②アルバイトの場合は該当年度に90日以上就業している者

③求職中の者

各学期ハローワークでハローワークカード（求職受付票）を取得、または求職期間中の学期ごとにハローワークカードを取得及び就業日数を規定以上（30日～60日）超える。

### 6. 学校生活について

みなさんが学校生活を安全に楽しく過ごすために、次のことを最低限守ること。これらの決まりを守らない場合は、「特別指導」を行う。

#### (1) 新型コロナウイルス感染予防について

体温が、37.5℃以上の場合は登校できません。学校に連絡してください。

①登校後、昇降口（自動販売機前）で体温チェックする。

②校内生活及び授業中は、不織布マスク着用です。

③教室の消毒用容器や流しでの手洗いを徹底してください。

④家族等でPCR検査実施の場合は、学校に連絡をください。

(2) 携帯電話・スマートフォン等の取扱いについて

#### 「SNS東京ルール」

①スマホやゲームの一日の合計時間、使わない時間帯・場所を決めよう。

②必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。

③送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。

④個人情報等を教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。

⑤写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

#### 「SNS学校ルール」

①授業中は電源OFFにしてかばんに入れよう。

②試験中は、電源OFFにしてロッカーに入れよう。

③写真・動画等の個人情報等は、投稿・掲示はやめよう。

④甘い誘いに乗らないようにしよう。

#### 「スマート・スクール」端末の利用法

①購入する端末は、あなたの所有物です。

②学校では、教職員の指示で使用します。

③不要なアプリをインストールしない。

④家庭での使用のルールを決めてください。

(夜12時以降は使わないなど。)

(3) 授業を妨害する行為は禁止

①授業中、迷惑のかかる行為をしないこと。

例：立ち歩き、私語、携帯電話等・ゲーム機の操作、音楽を聴く、  
机上に飲食物を置く、飲食(ガムを含む)、暴言、セクハラな発言、  
長時間または頻繁な離席

②登校しているにもかかわらず、授業に出席しないなどの行為は禁止である。

③学習するのにふさわしい服装で登校し、きちんとした態度で授業を受けること。

(4) 喫煙、飲酒、薬物は禁止

①成人であるなしを問わず、登下校途中・校内での喫煙をしないこと。未成年者は、喫煙具所持もしないこと。

②飲酒をしての登校は禁止である。

③薬物(シンナー・覚醒剤・麻薬など)の所持は、それ自体が犯罪行為である。絶対に使用しないこと。

(5) いじめ、暴力、恐喝行為は禁止

①相手に脅威を与えるような言動(言葉や行動)をしないこと。

例：言葉による脅し、いやがらせ、呼び出し、身体の接触、暴行など。

- (6) 生徒同士の金銭の貸し借り・物品の売買は禁止
- ①学校の内外を問わず、金銭の貸し借りは、少額であってもしないこと。交通費等、緊急に必要な場合などは、担任の先生に相談すること。
- ②服や靴、自転車・バイク等の種類の種類を問わず、生徒間での売り買いをしないこと。
- (7) 生徒間での物の貸し借りは禁止
- ③教科書・筆記用具は、必ず自分の持ち物を使用すること。
- (8) 器物破損について
- ①工業高校はものをつくることを学ぶ学校です。施設や用具など大切に扱うこと。
- ②場合によっては指導及び弁償することになる。
- (9) 定期考査について
- ①カンニング等の不正行為が発覚した場合は、特別指導の対象になる。絶対にしないこと。
- ②考査中は、鉛筆・消しゴム等の筆記用具、辞書などの貸し借りを認めない。
- (10) 自己管理について
- ①自分の持ち物については記名をして、しっかり自己管理をすること。
- ②盗難防止のため、次の点に注意すること。
- ・高価な物（貴重品）、高額なお金は学校に持ってこない。
  - ・他人のロッカー、靴箱、鍵には触れない。
- (11) 上履きについて
- ①校内では指定された上履きを履き、土足で校舎内に立入らないこと。
- ②校内に入る際は、生徒昇降口（一階）を使用し、職員出入口を使用しないこと。
- (12) 通学方法について
- ①自転車通学の場合、東京都教育委員会がヘルメットの着用を推奨しています。
- また、自転車は決められた場所に止めること。
- ②自動車での通学、校内への乗り入れをしないこと。
- ③バイク通学は、原則として禁止である。
- ④登下校時など、近隣の人に迷惑のかかる行為をしないこと。
- (13) 外出禁止について
- ③原則として、登校後に校外への外出はしないこと。
- (14) 部外者について
- ①知人といえども、許可なく校内に入ることは禁止。
- ②不審な人を見かけたら、すぐに職員に知らせること。

## 7. 進路指導について

本校では、4年間の一貫した進路指導で、「進路の決定率100%」、「フリーター・ゼロ」を目指すとともに、毎年一つ、資格の取得や検定の合格を達成することを奨励しています。

生徒のみなさんには、正しい職業観や勤労観を育み、自分の将来を決定するための活動を主体的に取り組むことを求めます。本校に在籍しているだけでは、将来を決めることは出来ません。

もちろん、工業高校の生徒として勉学にいそしみ、技術者に必要な知識や技能も身につける必要

があります。さらに、企業の方々が求める「コミュニケーション能力」も身につけましょう。

また、「読み」、「書き」、「計算」などの基礎的な学力は、社会人として無くてはならない大切なものです。不安のある人は、もう一度やり直すチャンスでもあります。「聞くは一時の恥、知らぬは一生の恥。」といます。将来の為に、恥ずかしがらずに積極的に教わりましょう。

- ・自分の将来を考え、学校を休まず、しっかり勉強をして、資格にもチャレンジしましょう。
- ・あいさつや返事ができ、相手の意見を聞く力と自分の意見を伝える力を身につけましょう。
- ・時間や約束を守り、他人を思いやる気持ちと感謝する気持ちを忘れずに生活をしましょう。

これらを実現する為に、「進路ガイダンス」などで指導を行います。「4年生になってからやる」では、とても間に合いません。これからの4年間の学校生活で出来る限り多くのものを身につけ、社会に出て活躍できる生徒を育成したいと考えています。

しかし、学校の指導だけで達成することは難しく、生徒本人の努力はもとより、保護者の皆様のご協力や支援が必要不可欠となります。子供たちの将来のため、よろしく願いいたします。

## (1) アルバイトについて

まずは、学校生活に慣れてください。1年生（15歳未満）は、アルバイトはできません。学業が本業ですので、アルバイトを優先するような本末転倒にならないように注意してください。

### ① やってはいけないアルバイト（労働基準法第61条、第62条、第63条）

**\*深夜のアルバイト（午後10時から翌日午前5時まで）は禁止です**

（例）深夜営業のファミリーレストラン、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアなど

**\*危険 又は 有害な業務は禁止です（資格を取得しても、年齢制限があり仕事はできません。）**

- 重量物の取扱いの業務      ○運転中の機械等の掃除、検査、修理等の業務
- ボイラー、クレーン、2トン以上の大型トラック等の運転 又は 取扱いの業務
- 深さが5メートル以上の地穴 及び 土砂崩壊のおそれのある場所における業務
- 高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所における業務
- 足場の組立等の業務      ○大型丸ノコ盤 又は 大型帯ノコ盤にて木材を送給する業務
- 感電の危険性が高い業務      ○有害物 又は 危険物を取り扱う業務
- 著しく高温 若しくは 低温な場所 又は 異常気圧の場所における業務
- 著しくじんあい等を飛散し 又は 有害物のガス、蒸気 若しくは 粉じん等を飛散する場所 又は 有害放射線にさらされる場所における業務      ○酒席に侍する業務
- 特殊の遊興的接客業（バー、キャバレー、クラブ等）における業務      ○坑内における労働など

※アルバイトでケガだけはしないこと。安いバイト料で一生を棒に振るべきではない。

アルバイトでも工作中的ケガは労災保険で補償してもらえますが、交通事故と違って補償はバイト料を基礎にしたものなので、その額は不十分である。

### ②初めは簡単なアルバイトから

アルバイト先が決まったら、担任に会社名と所在地、電話番号を知らせてください。

また、保護者の方は、仕事の内容や時給、ひと月の収入なども把握しておいてください。

### ③親の扶養から外れる場合や納税の義務が生じる場合があります

アルバイトで稼ぎすぎて扶養から外れてしまうと、扶養している親の税金が増えます。

親の収入にもよりますが、大体、年間10万円位は税金が増えてしまいます。

親に迷惑をかけないためにも、仕事内容や時間なども含めて、相談してから働きましょう。

## (2) 進路指導部について

### ①体制

進路指導部（太田・宮崎）

学校の進路指導全般、資格の取得の案内、アルバイト斡旋など

### ②本年度の進路指導方針

方針1 卒業後の「進路の決定率100%」、「フリーター・ゼロ」の達成を目指す

方針2 正しい職業観や勤労観を育み、自己実現に向け主体的に取り組める生徒の育成を目指す



方針3 「コミュニケーション能力」の向上と「社会人マナー」の会得を目指す

方針4 資格の取得や検定の合格を奨励し、各種、資格、検定の案内や講習の実施を推進する

方針5 基礎学力の向上と定着を目指して、不得意な勉強の学び直しを推進する

③その他

- ・日本漢字能力検定（漢検）は、1年生全員が受検！（毎年1月に学校内で実施予定）  
学校外での検定受験：6月、10月に予定（1～4年生の希望者のみ受験）
- ・工業系の資格・検定も「最低でも1年に1つは取ろう！」が目標です。  
資格によっては、学校内で取得できるものもあります。  
学校内：ガス溶接技能講習会、又は、アーク溶接特別教育講習会（隔年で実施予定）  
学校外：第二種電気工事士、危険物取扱者、フォークリフト、玉掛けなど多数あります。  
詳細は、進路指導部の太田まで、お問い合わせください。

※ 資格取得には、受検費や講習受講費のほか、別途に費用のかかる資格も多くあります。  
（別途費用：テキスト代、写真代、申込書類の郵送料、合格後の申請手数料、交通費など）  
工業系の資格は、安いものでも10,000円～20,000円くらいかかります。  
資格取得に向け、早い時期から計画を立てて、お金を準備しておいてください。

(3) 令和3年度 卒業生の進路

- |        |  |
|--------|--|
| 卒業生    | 12名（新規就職希望者 8名）  |
| ・新規就職者 | 8名 東鉄機工(株)、(株) サイクルオリンピック、<br>太平ビルサービス(株)東京支社、サンベルタ(株)、<br>(株) 三明電気工事、(株) 繕、(株) ワイエス、<br>(株) 芝パークホテル |
| ・進学希望者 | 0名（進学）   |
| ・その他   | 2名（縁故 0名 現職継続 2名）  |
| ・未決定者  | 2名（新たな進路を決めないまま卒業）   |

8. 保健室より

**【重要】新型コロナウイルス感染症対策について**

- ① 毎日、自宅で検温を行い、発熱等の症状がある場合は登校を控えてください。
- ② 手洗いの徹底
  - 洋服で手を拭くことのないように、必ず清潔なタオルやハンカチを携帯してください。
- ③ 不織布マスクの着用（給食・体育を除く）
  - ウレタンや布製ではなく、飛沫防止効果の高い不織布マスクの着用をお願いします。
  - 予備のマスクも必ず持参させてください。
- ④ 生徒本人・同居家族等がPCR検査等を受けることが決まった時点で、速やかに学校に連絡してください。
  - 検査結果が出るまでの間、出席停止扱いとなります。ご家族がPCR検査等を受けたり、体調不良の場合も、登校を控えてください。
  - 濃厚接触者の調査や休校の有無の判断には時間を要しますので、速やかなご報告にご協力をお願いします。

## 墨田工業高校の保健室について

### 【こんな時に利用してください】

- 学校におけるけが・体調不良  
※現在、新型コロナウイルス対策のため、発熱がある人は保健室では休養せず、すぐに早退します。
- 学校や家庭のことで困っていたり、心配なことがあるとき  
→良い方向に解決する方法を、一緒に考えましょう。
- 身長・体重を測ったり、心や体について知りたいとき  
→いろいろな器具や資料があります。

### 【利用方法】

- 緊急の場合以外は、始業前・休み時間・放課後に利用してください。  
授業に遅れそうな時は、担当教員に伝えてから来ましょう。なお、授業に **10 分以上遅刻したとき**は、**欠席扱い**となります。
- 学年・氏名を伝え、症状を具体的に説明してください。

### 【注 意】

- ※ 保健室では応急処置のみ行います。継続的な処置は家庭または医療機関で行ってください。
- ※ マスクを落としたり、汚したりしてしまったためのために予備も持参しましょう。
- ※ 病院や薬局ではないので、飲み薬はありません。必要な人は、各自持参してください。
- ※ 全日制と共有の部屋です。ルールやマナーを守って、安心して過ごせる保健室にしましょう。

### 定期健康診断

4月14日(木)・15日(金) 腎臓検診1次(尿検査)  
4月27日(水) 定期健康診断(身体計測・視力・聴力・校医診察)  
5月12日(木) 心臓(心電図)・結核検診(レントゲン)

- やむを得ない理由を除き、遅刻・欠席をしないようにお願いします。未受診の場合は、後日医療機関にて受診します。(交通費は自己負担です)
- 腎臓・心臓・結核検診は、2次検査が必要な人のみ結果をお知らせします。
- 治療や相談が必要な人には、後日お知らせを配布します。速やかに受診するようお願いします。  
例年、むし歯や歯肉炎が多い状況です。治療が済んでいない場合は、入学前の受診をお勧めします。

### 学校医

名称	電話番号	住所	診察時間	備考
キヨス医院 (内科・外科) 又井 一雄	03-3631-3585	〒135-0006 江東区常盤 2-11-11	9:00~12:00 18:00~20:00	金:午前・午後診療 その他は午後のみ 土:休診
深川眼科 中村 健	03-3642-7672	〒135-0003 江東区深川 1-1-5	9:30~12:15 14:30~18:30	火:休診 土:~17:00
足川耳鼻咽喉科医院 足川 哲夫	03-5626-0137	〒136-0072 江東区大島 1-33-15 ネルフ増山 2 F	9:00~13:00 15:00~18:30	水:休診 土:午前のみ
北村歯科 北村 晃一	03-3633-2183	〒135-0006 江東区常盤 2-14-12 北村ビル 1F	10:00~12:30 15:00~	月水:~22:00 火:~21:00 木:~18:00 金:~20:00 土:~18:00
三森龍天堂薬局 三森 隆弘	03-3634-3561	〒135-0004 江東区森下 2-10-12		

## 近隣の救急医療機関

名称	電話番号	住所	備考
都立墨東病院	03-3633-6151	墨田区江東橋 4-23-15	錦糸町：徒歩 7 分 住吉：徒歩 15 分 紹介状なし：選定療養費 5,000 円
あそか病院	03-3632-0290	江東区住吉 1-18-1	錦糸町：徒歩 9 分 住吉：徒歩 5 分
深川立川病院	03-3645-2101	江東区扇橋 2-2-3	住吉：徒歩 10 分

## 学校感染症

新型コロナウイルス感染症や、感染性胃腸炎等は、学校において予防すべき感染症として出席停止となります。

出席停止の扱いには、原則として出席停止連絡票（本校書式）の提出が必要です。書式は本校ホームページに掲載されています。学校感染症と診断された場合は、速やかに担任に連絡をお願いします。

## スポーツ振興センター 災害共済給付

学校管理下（登下校・授業・部活動・行事等）の災害において、医療費等の給付が受けられる制度です。申請は、保健室を通して行います。事故にあった際は、すみやかに養護教諭にご報告ください。

### 支給される医療費

初診から治癒までの医療費総額が 5,000 円以上（3 割負担の場合は自己負担額が 1,500 円）のものが対象です。保険外診療（差額ベッド代・歯科の自費診療など）は対象外です。

原則として保健診療における 3 割負担の金額に、療養に伴って要した費用として医療費総額の 1 割を付加した金額を支給します。

### 申請の時効

給付を受ける権利は、初診日から 2 年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。

なお、同一の事由による給付は、初診日から最長 10 年間です。

### 注意が必要な例

- ひとり親家庭等医療費助成を受けている生徒
  - 学校管理下の災害は、ひとり親家庭等医療費助成（マル親）の対象外となります。  
助成を受けている場合でも、原則として健康保険証のみを用いて診察を受けてください。
- 生活保護を受給している生徒
  - 受診前に担当ケースワーカーに連絡し、対応についてご相談ください。

## 相談室

毎週金曜日にスクールカウンセラーが来校しています。

高校生活を支援するため、新入生は 1 学期に個人面談を行っています。

保護者の方のご相談も可能です。予約をご希望の方は、担任または養護教諭にご連絡ください。

氏名 小川 歩（臨床心理士・公認心理士）  
勤務日 原則として毎週金曜日 13:30～22:00  
場所 相談室（1 階木工室斜め前）

## 9. 特別支援教育について

平成19年4月から、特別支援教育が法制化され、全ての学校において、特別な支援を必要とする  
幼児・児童・生徒に対し、その教育ニーズに応じて、適切な指導と必要な支援を行うこととなり、  
平成21年3月告示の高等学校学習指導要領の総則において、「特別支援学校等の助言又は援助を活用  
しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援の  
ための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導  
方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と明記されました。

本校の定時制課程では、特別な支援を必要とする生徒に対して、本人や保護者の希望を踏まえながら、  
「個別の教育支援計画・指導計画」（様式1参照）を作成し、必要に応じて教育のみならず、福祉、  
医療、労働等の様々な関係機関と密接な連携を図り、中・長期的な視点に立って一貫性のある支援  
（合理的配慮）を行います。